

税のお知らせ

●休日納税窓口を開きます

●1月20日(日)・2月3日(日)、午前9時～午後3時(1月6日(日)は開きません) 陽圃収納課(第二庁舎3階) ☎9633119142

◆平成31年度市・県民税の申告出張受け付け

時間左表のとおり 町市・県民

日程	特設会場
1/31(木)	新方地区センター
2/1(金)	南越谷地区センター・大相模地区センター
2/4(月)	桜井地区センター
2/5(火)	川柳地区センター・大沢地区センター
2/6(水)	荻島地区センター
2/7(木)・8(金)	北部市民会館
2/12(火)	蒲生地区センター
2/13(水)	増林地区センター・出羽地区センター
2/14(木)	北越谷地区センター

*時間はいずれも午前9時～午後3時30分
*施設の安全管理上、午前8時30分より前の来場はご遠慮ください

平成30年度市・県民税の第4期、国民健康保険税第8期の納期限は1月31日(木)です

税の申告が必要な方

●市役所での受け付けは2月18日(月)からです
●詳しくは広報しがやお知らせ版2月号と市ホームページでお知らせします
●町市税課 ☎963311914 4・9145

◆納税通知書をお送りします

●平成30年度分の市・県民税について、申告等により年税額に変更のあった方、新たに課税された方や退職等により納付方法が変更された方に通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を1月10日(木)に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください
●町市税課 ☎963311914 4・9145

国保のお知らせ

◆交通事故で国保・後期高齢者医療制度を利用する場合は届出が必要

●交通事故など、第三者の行為だけが病気になった場合でも、届け出をして認められれば国保・後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。
●本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に保険者が立て替え払いをし、後から加害者に費用を請求します。示談などの前に必ず国民健康保険課に届け出をしてください。
●*加害者から治療費を受け取ったりすると、保険給付ができない場合があります

◆納税通知書をお送りします

●国民健康保険課▽国民健康保険に加入の方：☎9633119154、▽後期高齢者医療制度に加入の方：☎9633119170
●国保納付方法選択のダイヤル・フットメールをお送りします
●平成31年度の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金から

●の特別徴収で納付予定の方に納付方法選択についてのダイレク・トメールを送ります。
●年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合、1月31日(木)までに国民健康保険課または北部・南部出張所で申請ください。期日を過ぎた場合は、年金からの特別徴収の停止時期が6月以降となります。
●①保険証 ②振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ)
●*現在、年金からの特別徴収で納付している31年度も継続予定の方は、30年度の国民健康保険納税通知書に金額が記載されています

◆納税通知書をお送りします

●平成30年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を1月17日(木)に発送します 町市税課 ☎9633119146

◆納税通知書をお送りします

●平成30年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を1月17日(木)に発送します 町市税課 ☎9633119146

広告掲載を行う事業者等を募集します

◆市ホームページバナー広告掲載業務を行う事業者を募集します

●平成31年度(4月1日から1年間)に市ホームページに掲載するバナー広告について、一括で広告掲載業務を行う事業者を募集します。事業者は一般競争入札で決定します。

◆申込み

●1月21日(月)までに、申込書を直接広報課へ。申込書と入札参加要領は、広報広聴課で配布する

●か、市ホームページから印刷できます
●町市税課(本庁舎2階) ☎9633119117

◆雑誌スポンサー

●市立図書館と市内各図書室(北部・南部・中央図書室)の新聞雑誌のカバーや書架扉に広告を掲載する、雑誌スポンサーを募集します。

◆申込み

●申込書に広告案、企業等の概要が分かるものを添えて、直接市立図書館へ。申込書は市立図書館で配布するほか、市立図書館ホームページから印刷できます
●町市立図書館 ☎96551126 55

男女共同参画苦情処理制度を知っていますか?

●市では、男女共同参画に関する苦情を公平・中立な立場で処理する苦情処理委員(弁護士・大学講師)を置いています。

●申し出を受けた苦情処理委員は、内容について調査を行った結果、必要があると認められた場合

越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ 平成30年度の間ドック検診料助成の申請・請求は3月29日(金)までです

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	平成30年度に受診した人間ドックの検診料に要した費用で10,000円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと 人間ドックの検査項目に特定健診の基本的な検査項目を含むこと 助成を受ける年度の特定健診または後期高齢者健診を受診していないこと 	
申請・請求	人間ドックを受診後、申請書、問診・確認票(国保のみ)、請求書に次の書類を添付してご申請・ご請求ください。申請書等は国民健康保険課で配布します (持ち物) [国保・後期共通]…被保険者証、検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証(原本)、検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し [国保の方]…世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先口座情報 [後期の方]…受診者の印鑑、受診者名義の振込先口座情報(後期加入の方で健診結果の写しの提出が困難な方はご相談ください)	

●被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。詳しくは右表のとおりです。
●*年度内に受診結果を提出できない場合は国民健康保険課へお問い合わせください
●*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が判明した場合、助成金を返還していただきます
●*医療費控除特例制度(スイッチOTC薬控除制度)の証明書を発行することができます
●3月29日(金)までに直接国民健康保険課へ。北部・南部出張所、地区センターでは受け付けできません 町市健康保険課(第二庁舎1階)▽国民健康保険に加入の方：☎9633119154、▽後期高齢者医療制度に加入の方：☎9633119170

マイナンバーのお知らせ

◆e-Taxでの確定申告にはマイナンバーカードが必ず必要

●e-Taxは、確定申告などを自宅のパソコンから行えるサービスです。ご利用にはマイナンバーカードに記録された署名用電子証明書が必要で、マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、お早めにご申請ください。なお、住民基本台帳カードに記録された電子証明書は、有効期間が過ぎているため利用できません。

●カードから中央の申請書を切り離し、顔写真(縦4・5センチ横3・5センチ)を貼って同封の封筒で申し込み。申請書の住所や氏名に変更があった場合は修正してお使いください
●インターネット：マイナンバーカード総合サイト (https://www.kojinban-go-card.go.jp/kofushise/)でパソコン・スマートフォンから申し込み。申請書のダウンロードもできます
●窓口：本人確認書類と顔写真を持って市民課マイナンバー担当へ
●*市役所内に証明写真機はありません

◆マイナンバーカード 休日交付窓口を開きます

●2月3日(日)、午前9時～午後4時(要予約) 陽圃市民課マイナンバー担当 町市健康保険課(本庁舎1階) ☎940118604

●必要書類などを確認の上、必ず本人がお越しください。受け取り日時は予約できません。申請からお渡しまでは約1カ月かかります
●町市健康保険課マイナンバー担当(本庁舎1階) ☎940118604